

A分科会 学校簿記入門と学校法人会計基準と計算書類の取扱い

運営委員 齋藤 淳志

中塚 真由美

山口 美香

真板 陽介

A分科会は、「学校法人会計基準の概要」、「学校簿記」、「資金収支計算」、「事業活動収支計算」をテーマとして、94人を対象に、法令条文や、演習資料等を用いて、研修を行いました。

第1部では、「学校法人会計基準」の総則について、条文を確認しながら、基礎的事項の解説を行い、学校法人会計基準の原則、作成すべき各計算書類等、経費の考え方などを中心として、日常行っている会計処理の法的根拠について学びました。併せて、令和7年度より「学校法人会計基準」の改正が行われることから、具体的な変更部分についても補足説明を行い、理解を深めることができました。

第2部では、学校簿記入門として、主に資金収支計算の仕訳をとおして簿記の基礎を学ぶ研修を実施しました。本分科会には、今年初めて経理部署に配属された方から、十数年の経験がある方までの参加があったため、いかにして全ての参加者にとって満足いただける研修を展開していくかが課題でしたが、基本的には、事前のご案内のとおり、「日常の経理処理をとおした簿記入門」を主テーマとして講義を展開していきました。「借方」、「貸方」や「勘定科目」といった基本的な複式簿記のルール、日常発生する仕訳処理に加えて、「資金収支調整勘定」や「教管区分」といった特に留意すべき点について詳しい解説を加えたことによって、学校法人会計ならではの部分についても理解していただくことができました。その後、元帳や試算表への転記を経て「資金収支計算書」が作成される過程について確認し、また、「事業活動収支計算書」や「貸借対照表」に関する仕訳については、資金収支計算書に関する仕訳との違いを説明し、それぞれの計算書の特徴や仕訳での観点についての概要の説明も行いました。

第3部では、第2部で学んだ、資金収支計算及び事業活動収支計算について、学校法人会計基準の条文を確認しながらの研修を行いました。「資金収支計算書」及び「事業活動収支計算書」に関しては、それぞれの計算書の作成目的や勘定科目、様式等の法的な根拠を学んだことにより、双方の役割の違い等について、改めて考える機会になったと感じております。また、学校法人会計基準の条文だけでは、理解が困難な部分については、具体的な事例を取り入れることによって、より参加者の理解を深めることができました。

参加者は、本研修会をとおして、学校会計の基である「学校法人会計基準」を学んだことにより、法令と日常行う会計処理及び各計算書類との関係について理解することができたと思います。

初めてのオンラインによる開催であり、研修会の時間も短く設定せざるを得なかったため、参加者との意見交換や、交流等を深めることはできませんでした。次年度以降は、法令改正も踏まえ、学校会計基準との関連をよりわかりやすくするとともに、他部署の方でも計算書類等の理解がさらに深まるよう、また、参加者同士の意見交換の場も取り入れた研修にしたいと考えております。